#### 會學濟經學大國帝都京 叢論濟濟經

號 五 第

巻八十第

行發日一月五年三十正大

スミスの植民地観の由來で地位 :經濟學士 長 田 三雅 鎌	マルクスの勞賃論經濟學士 森 耕 二	スミスの學説に帰福田博士の教を・・・經濟學士 谷 口 吉	說苑	自作農地創定施設要項を評す・・・・・ 法學博士 河 田 嗣	時餘	海運同盟に對する英吉利の態度・・・ 法學士 小島昌太	水戸藩常平倉の成立・・・・・・・・・・・・經濟學 博士 本 庄 榮 治	フォンウイゼの社會學論 ‥‥‥女學博士 米田庄太	投資ご租税     上 正	
源	鄍	彦		鄍		鄍	郎	郎	雄	

時

# 論

自作農地創定施設要項を評す

洄

田

嗣

源

自作農創定事業に關する實行上の方針として小作制度調査會が政府に答申せる施設要項中その 大 疑 點

主要なる項目を摘記すれば左の敷項である。

一、政府は年々多額の金額を支出し之を自作農地創定の使途に充て其貸付金の返還及利子も亦 之を同一の使途に使用する為め特別會計の基金法を制定す。

三、土地購入資金は政府より道府縣市町村又は産業組合に貸付し年利率三分五厘以下貸付期間

は三十年以内とし割賦拂により償還せしむ。

ୂ 政府の貸付金を以て道府縣市町村又は産業組合の行ふ土地購入資金の貸付は左記に據らし

ţ

一貸付を受くる者は左の條件を具ふることを要す。

イ耕作に従事し勤勉なること。

二貸付を爲す土地の購入價格は當該地方に於ける普通價格を超えず且貸付を受くる者が其土 中購入せんとする土地が小作地なる場合に於ては其土地の小作人又は購入につき其小作人 の同意を得たる者たること。

地を自作農地として維持するに適當と認めらるく價格たることを要す。

三貸付は貸付を受くる者の希望により購入土地の價格の全額まで之を行ふことを要す。 (四貸付金額は四千圓を超ゆることを得ず、但購入する土地の面積一町歩の價格が四千圓を超

|に土地を所有する者に對する貸付金額は其所有土地の價格を合せ前項に準じて制限する

ゆる場合に於ては其價格まで貸付することを得。

(五貸付金の利率、貸付期間及償還方法は第三項に準するものごす、但貸付を受けたる者の希 望あるときは貸付期間内に於ても其未償還額の全部又は一部の償還を受くることを要す、 こどを要す。

**六貸付金の擔保として購入土地の上に第一抵當權を設定することを要す。** (八貸付を受けて土地を購入したる者又は其承繼人は貸付の際決定せられたる償還期間内は假 (第五號

自作農地創定施設要項を評す

<u>ج</u> 3

九四五

道府縣市町村又は産業組合を經て土地を讓渡し又は其承認を得て自作を廢止することは此 合償還を終りたる時と雖も其土地を譲渡し又は自作を廢止することを得ざるものとす、 但

限にあらず。

著しき改良を加へたる場合に於ては之に依る增價額を加ふ)を以て之を先買し又は貸付金 の未償還額を一時に返還せしむることを得。 組合は旣に償還を受けたる割賦金の中元金に該當する金額 前項但書の手續に依らざる土地の讓渡又は自作廢止の場合に於ては道府縣市町村又は産業 (貸付を受けたる者が其土地

に於ける自作農地に關する登錄稅及所有權移轉の地方稅は之を発除す。 本施設に依り自作農地を創定する場合及道府縣市町村又は産業組合が土地を先買する場合

右要項に依て小作制度調査會の妥當と認めて推獎する自作農創定事業の輪廓は之を知るを得、

するのである。 その實行方法も要點だけは盡されて居る。卽ち政府をして特別會計の基金法を制定せしめ、その 方法に依 元利金を以て自作農地さして土地を購入せんさする者に對し原則さして四千圓を限り年賦償還の る低利の資金を貸付せしめ、貸付を受けたる者をして自作地として之を維持せし そして其の推奬する實行方法は大體に於て當を得たるもので、 自作農創定助 めんと 成方

法として現今直ちに實行し得らるく案といふことになれば、先づ此位の所より外には仕方がある

まい

其所に三つの大きな疑義の挿まるべきものあるを 見逃すこさが 出來ぬ。 三大疑義とは られたる土地も後に又事實上小作地に逆戻りする危險の防ぎ難かるべきを思ひ、 なる規定を設けしめんとするに過ぎざる點之である。卽ち之が爲めに折角自作農地として創定せ のヽ自作農地としての永久的なる維持を圖るべき立入りたる規定なく、甚だ不完成にして不徹底 なきことと、次には第二點として或種農地の强制買收に依る自作農地制定の道の設けられて居ら を得ざるこさ之であつて、其事は主さして先づ第一には自作地の買收價格決定方法に對する規定 か。その一と二とは此の方策が自作農創定の助成策たるに止まり積極的なる自作農創定事業たる ぬこと等よりして思合さるく次第である。次に第三の疑點は、自作農地として設定せられたるも けれども私は斯くの如き方法を以て行はるべき其の事業の實效を攷へその前途を洞察すれば、 自作農創定事業 何である

以下主として此の三點について卑見を叙べて見たいと思ふ。

の前途之がために甚だ效験の舉がり難かるべきを疑はざるを得ないのである。

## 購入地價格決定方法奈何

先づ購入せらるべき土地の價格及その決定方法に關する點だが、此點については上に示す自作 自作農地創定施設要項を許す (第五號 入五) 九四七

第十八卷

農地 やうなばんやりした所だけの限定に止めんとしたのである。 該地方に於ける普通價格』でか『自作農地として之を維持するに適當と認めらるヽ價格』とか こさどを要するものとするに止 地方の普通價格を超過せざることへ、そが自作農地として之を維持するに適する程度の價格たる するなり乃至は又町村や農會や産業組合や所謂農事組合などの機關に依頼して然るべく之を決定 すべきものごし、購入者が購入せんごする土地の所有者と直接に交渉して双方の合意で之を決定 限定して居るに過ぎぬ。つまり土地の購入價格は自作農地を獲んさする者に於て適宜に之を決定 貸付を受くる者が其土地を自作農地さして維持するに適當さ認めらる\價格なることを要す』 どなく、 して貰ふなり、 設定施設要項は、 國家ごしてはたい購入資金の貸付を行ふ條件ごして、その決定されたる土地價格が當該 兎も角も當事者に於て之を決定すべきであつて、國家としては何等之に立入るこ たゃ『貸付を爲す土地の購入價格は當該地方に於ける普通價格を超えず且 「めたのである。換言すれば國家がその難問題に觸るヽを避け『當 Š

とが出來はせぬだらうか。又此が爲めに折角の自作農創定事業の進行を甚だ抄らぬものたらしむ 苦心もあつたらうし、委員間に意見の相違もあつたらうし、此上切込むで行くことの出來なかつ た事情があつたことであらう。けれどもこんな曖昧な限定を附したぃけでは、實行上甚だ困るこ 斯く國家をして此の難問題より超越せしめんご欲したこさには、 小作制度調査會さしては色々

は言を俟たぬ。何等か明確なる土地價格算出方法の明示されざる限り、 る憂はないだらうか。『當該地方普通の價格』なるものが、實は甚だ見當のつき難いものたること はない。――然しま―その認定は公明正大に然かもやヽ的確に行はれるものと假定しても、 そは掛官の認定に待つ外 Z b

問題は自作農創定事業の如きものは、 するか、 స్త の十分公平なるを期することが、 從てその公平を期する爲めに、價格決定の方法につき、 その決定を行ふべき公の性質を有する機關の設置を命ずるか、ともかく其所に公共的な。。。。 事業本來の主旨より見て必要缺ぐべからざる所たること之であ その事業の性質上、この土地價格の決定方法に關して、 その一般標準さなるべきものを指示

立場の入り得べき道を造ることが必要なりとせなければならぬ。然るに全く這間の顧慮を爲さな 難 いで、 (い。)尤もらしいけれども質は頗る曖昧な言葉で限定を設けてお茶を濁したとの譏をも発れ難 たい彼の要項第四項第二號の如き限定を爲すに止めたのは、聊か責任を避けたる譏を発れ

か も知れなる

たることに依て却つて業務經營上採算の取れぬこさくなり、私が本誌前々號に之を論示したやう らだけ定まつて、 (此の場合所謂收益價格)標準以上なるに於ては、 之を實效上より致ふるに、 その價格標準は土地使用より生する收益を基礎として算定せらるべき正常價格 當事者の間に決定さるヽ土地購入價格が單純なる土地需給の關係 自作地でして之を購入したる者は、 之を購入し

カコ

自作農地創定施設要項を許す

第十八卷

(第五號

八七)

第十八卷

を試んとする聲がきこへつくある。 じてしまうこどヽもなり得る。 て之を持ちあぐんで居る地主輩に甘く土地を賣り遁ぐべき好個の機會を與へて、地主擁護策と變 事業なるものは、 地所有に對する狂的熱愛あるによつて其の心理作用より行はるゝに於ては、 て斯かる高價購入も政府の低資貸付あるが爲めに行はるヽことヽなるに於ては、又そが農民の土 Ę 斯くては土地を購入して自作農となるよりも、 折角の自作農創定事業をしてその政策的の效果少きものたらしむる外はない。 自作農たらんとする小作人を扶ける結果とはならないで、 現今旣に世間には多少さもに自作農創定事業に對して斯かる非難 此點は十分顧慮すべき所とせなければならぬ。 却つて他人の土地を小作した方が割合のよい 却つて上地を所有し その所謂自作農創定

### || 强制買收權奈何

ばならぬ。 場合にも、 も備はつて居ない點は、 次に第二の疑點について見るに、小作制度調査會の答申施設要項中には、 之を强制的に買上げて自作農民に分配購入せしむるを得るが如き權能の承認に關する事項が 此點に關する事項の全然関却されたるは確かに一疑義たらざるを得ない。 或種地主の所有する或限度以上の面積に及ぶ農地<br />
火は或種の性質を有する農地に對し 甚だ自作農創定事業をして效能の薄きものたらしむる所以とせなけれ 國家が必要と認むる 新聞紙上に

もあつたやうだが、例によつて斯かる稍や徹底的の事項となると委員中に反對者が多數で、 傅 へらる、所によれば、 斯かる事項を要項中に掲ぐべきことに就いては、 委員中には其の主張者

惟ふにその反對は、

調査會としての答中書には全然その規定を見ざるものとなつたやうである。 あらう。 て政府に賦與するは、 を得せしめ、 部に於ては地主階級の利益を代表する者と、 からざるものと信じ、 けれども此種の權能が此事業に關して認めらるヽは、實に此の事業をして十分有效なる 又そがよく廣く行はれ得て、國家時務の必要に應ずるを得せしむる所以とせなけれ 今日の法律制度を破壞するものなりご見る論者この間から出て來ることで 斯かる所有權の侵害又は制限と見らるべき權能を自作農創定事業に關し 一部に於ては所有權に關する現制度を以て動かす

作問 るならば卽ち止む、 便を計り、 ばならぬ。 のならば即ち止む。 國家が自作農創定の事業を行ふは、 題を解決し、 持と發展との地盤を造り成さんとするものであるならば、 その援助のために資金を貸付するといふ補助的な又は助成的な意味合だけのことであ 進むでは一般的に之に依て農業經濟の基礎を堅固ならしめ、 叉た 苟も此の事業が所謂農村振興の一事業として行はるべきもので、 V かいる補助的な助成的な事業たる程度を以て甘んずる外なき性質のも たゝ民間に於て當事者の發意に依て行はるヽ自作地購入の 國家は必要で認むる場合には、 將來に對する農業 一面には小 公

自作農他創定施設要項を許す

0

維

(第五號 八九) 九五

作農地として自作希望者に賣渡すを得るだけの權能を發揮せねばならぬ。 用徴收的の意味に於て、 要項としては、 政府にかへる權能を賦與すべき法律の規定を爲すを娶する旨の指示あつて然る 或種地主の有する或種の土地を相當價格を以て强制的に買收し、 從て自作農創 設 事 之を自 業 0

效に行はれ得る次第であ 所であつて、 定して居る。 の所有者に對して當該地を有用に使用するかさなくば國家の公用徵收的な買上に應ずべき旨を規 と程度とに於て實地に使用せないで、之を荒したり之を惡用したりして居る地主には、 英國の土地法の如きも、 然かもその權能が發揮さるへに依て農業狀態振興のために必要させらるへ時務が有 此種の 權能は固 30 一定面積以上の所有地を有し之を農業上國家の必要とするが如き方法 『より社會公共團體の最高形態としての國家が之を有すること疑なき 國家はそ

馬法系の絕對無制限的なる權利としての解釋の甚だ穩當ならざるを信せなければならぬ理由があ 聖視す するのである。けれども私共の目から見れば、 を発れね。 勿論かへる公用徴收的な强制買收は土地の所有者に對しては其の所有權を制限することへなる 3 のが そしてかの羅馬法式な所有權神聖觀を抱く者は、此點を以て甚だ不當なこと、見んと 唯 一の正しきものと見なければならぬ理由はない。 所有權に關する根本觀念は獨り羅馬法式に之を神 特に農地の所有權に就 いては羅

ものがある。 **گ** より考へたる その理由 (詳しくは拙著『農業經濟學』第二編第一章第二節及第四節。 [は歴史的にも存するし社會なるものヽ本來の性質と法律なるものヽ本來の意義職 社會觀念の上にも存する。そして又その理由は歷史的には我國に於て特に著明 第五編第六章參照 なる

る。 農民で自作農地とを増加せしむることが、 歴史的に之を見ても十分に理由づけられ得る所なのだから、 0) 私 有效なる遂行のためには、 又最もよく其の性質に叶ひ其の使用に適しその效用を發揮し得る所以である。 の信ずる所では、 元來土地の如きは社會公共團體さしての國家が之を所有するが 國家が國内の土地に對して當然に之を有する最高權能を發揮して、 肚會一般の利益のために必要であるならば、その事業 今農地に關して自作農を制定し自作 正 當 7 は あ

畝 思 |種の地主の土地を强制買收して之を自作農地たらしむることは、 はれぬ。 12 **ゞに立法論として不都合なきのみならず、解釋論としても甚しき不都合ありとは思** 何等法律的に不都合ありとは

はれぬ。

する。 業を踏込むで行はんごならば、 少い效果とだけしか有せぬものたらしむる次第であつて、そは決して事業に對して忠實なる態度 5 n 之に關する推獎を爲すを躊躇するやうでは、 ばたどへか へる强制買收に對して多少の反對意見の行はるこありとも、 その張制買收に關する規定を爲すべきやう推奬すべき筈のものと tz **ゃ事業をは前に述べた助成的な輕い意義と** 荷も自作農創定事

時 論 - 自作農地創定施設要項を評す

(第五號 九一) 九五三

第十八卷

と謂ふことが出來ぬ。

場合には自作農創定の為めに之を强制買收するを得るものとしたらよいであらう。 外の然かも社會經濟的に效用少き用途に使用したりして居る如き農地に對して、 て使用せらるべきであるに拘らず、所有者に於て之を荒蕪のまゝに放任したり又は殊更に農業以 穏常ならずといふならば、 者に於て之を自作すればよし、 事業に對して之ど兩立せぬものは小作農業なのだから、農地を所有し乍ら之を自作せないで他人 の農地所有者に對しては、之を行つてよいといへる。元來自作農主義より出でたる自作農創定の る者に賣渡してよい筈である。 ものとするを可とするかといふに、それは理論的には、荷も自作農地として之を所有せざる種類 けれども今實行問題としては斯く廣汎に涉る强制買收制を俄かに認むる必要なく又政策として 一小作せしめて居るやうな地主は、 然らば今實行問題として如何なる土地所有者の所有地に對してかゝる强制買收を爲すを得べき 一定而積以上の農地(例へば十町歩以上叉は五町歩以上)及び農地とし 叉斯くするに於て甫めて自作農主義は徹底するわけであ 之を自作せざる場合には、 自作農主義と相容れざるものとして、其の所有地はその所有 國家に於て之を强制買收して自作農た 國家は必要ある

創定事業のためにかくる强制買收を認むるや否やの問題である。然るに小作制度調査會が自作農 る强制買收權の及ぶべき範圍を如何にするかは末の問題であつて、根本問題は自作農

ものと謂はねばならぬ。困難な點だから知らぬ顏で濟まさうと謂ふのならば甚だづるい無責任な て出すのが正當である。つまりそれほど此點は事業に關して重要な點だと私は信ずる。 遣方である。議したが議がまさまらぬといふのならば、せめてその主張者側の少数意見でも附し 主義を謳歌し乍ら、この强制買收の點には毫も觸れないで居るのは疑義の挿まるゝ餘地をのこす

四 自作農地維持方法奈何

次に第三の疑點について述べる。それは前に一言したやうに、要項の示す所だけでは自作農地

はつて居ないで、自作農地となつたものが後日又他人に譲渡せられたり自作が廢止されて小作地 が自作農地として永久に維持せられないやうでは何の役にも立たぬ。 として創定せられたるものヽ永續的な維持が困難であらうといふこと之である。 折角國庫が低利な金まで貸して自作農を創定せんとするのであるから、その創定せられた農地 若しその維持法が十分に備

に依て利得せしむることへなるか、 に逆戻りするやうでは、 る か、 何れにじても自作農創定事業とは相容れない結果を呈するに至る外はない。之を防ぐ爲め ,作制度調査會も相當意を用ゐたと見へ、要項第四項第八號に前揭の如き規定を示して居 國庫はたゞ其の中間所有者のために低利の資金を貸與して彼をして轉賣 低利資金で新小作地を造つて新地主に與へるまでのことへな

1 自作農地創定施設要項を許す には、

(第五號 九三 九五五

畤

30

府縣 時償還を請求するを得るものと為さんとして居る。 **ک** を經て土地を讓渡し又は其の承認を得て自作を廢止する分ならば少しも差支ないさせんさして居 を得ざるものとせんとするに止まつて居る。そしてその期間内と雖も道府縣市町村又は産業組 たる償還期間内は、 所が今その要項第四項第八號の示す所を見れば、 そして又更には右の手續を採らないで土地を讓渡したり自作を廢止したりするに於ては、 (市町村又は産業組合に其の先買權を認め、その先買を爲すを欲せざる場合には未償還金の一 政府の低利資金の貸付を受けて土地を購入したる者又は其承繼人は貸付の際決定せら たさへ償還を終りたる時と雖も其の土地を讓渡し又は自作を廢止すること 創定されたる自作農地に對する處分權 制限 道

濟み貸付の際決定された償還期間が 經過さへすれば、 り自作を廢止するなり勝手に出 されば今資金を借りて自作農地を購入したもの又はその承繼人は、 所定の手續に依て之を轉賣し又は自作を廢止するのは自由たるべきと同時に、 一來る次第である。 何時でも 大手を振つて 其地を轉賣するな 借りた金の償還前といへど 借金の償還が

に止り、 斯 (るが故に要項の示す所はたゞ資金貸付の際決定されたる償還期間内に於ける處分の制限たる 自作地そのものへ永久的なる處分の制限ではない。從てこの制限は政府の貸付くる資金

力しか有せず、 が自作地の購入以外の目的のために惡用せらるへことなきやう、 農創定の事業が永續的な意義と價値とを有ち得るやさいふこと之である。そしてその答は「之を 分を制限し、 いのである。 そこで問題となることは、 そが又小作地に逆戻りすることなきやう之を防がんとする意味も效力も有つて居な 自作農創定の事業をして有終の美を齊さしめんために、 斯くの如き制限を附するのみで以て、 之を防がんためのものた その自作 折角行はるへ自作 地 たるも る質效

有ち得ない」といふこさになる。

其地 購入した者といへども、その資金の償還を終り又所約の償還期間の滿了したる以上は、 得なかつた所以のものは、やはり彼の所有權神違觀からして、 惟 ふに小作制度調査會が、たゃ右の如き、貸付資金の惡用に對する制限だけしか敢て之を爲 の所有者ごなるのだから、 その所有者の所有權に對して猥りに制限を附し得べきも たとへ政府の資金を借りて土地を のにあら 完全なる

久 議論と見解さが、 ば、 的 ここへば家産こして設定登記し、その法規の力に依て其地の處分が或程度まで制限せらるヽこと 別に例 に或は少くさも或永き期間に涉つて維持せしめ、 ば家産法の如き法規をでも制定して、 委員の頭を支配したからであらう。 その法規に準據し自作地の所有者がその地を その法律上の處分を制限せんご する なら 此の法律的見地よりすれば、 自作農地を永

ず、

若し之に制限を附するに於ては他の土地所有者との間に大いなる不公平を見るに至るといふ

i 自作農地創定施設要項を許す さ

第十八卷 (第五號 九五)

九五七

定の事業と連結するといふ迄には議が進まないで、 けられないまゝに答申案が出來上つた次第であらう。 所が小作制度調査委員會に於ては家産法の如きものを制定して、 つまり自作農地に對する永續的維持方法は設 之を自作農創

らんど欲するのならば、 農主義を普及徹底せしめて、 外はない。 やるどいふのなら格別だが、 事業をしてかくる政策上の意義と價値あるものたらしめんとならば、 は又其地 ものでも、 そこで一體此の問題はどうかといふに、前にも一言したやうに、 斯くては、 か ~小作地に逆戻りして、自作農創定事業の政策上の效果は頗る少薄なるものに歸する 其地 の處分や其地に於ける自作廢止やに對する法的制限の行はれない限りは、何時 自作農を一時的に造るといふ事が興味のあることだから國家が慰みに之を 此の事業は殆んど多く其の期待に沿ひ得ないことへなる外はない。 我國の農業狀態を健全なものと為 苟も之に依て小作問題を緩和若しくは解決せんと欲し、 Ļ 農村振興の業に貢献する所あ 折角自作地として創定せられ 乃至は自作

の破綻を見る外はない。 行はんことは、 るに今斯か 現今の法制上許すべからざることなりといふならば、 る制限を自作農地特に政府資金の貸付に依て購入されたる自作農地に對してのみ そしてその破綻は概念上に於ける破綻たると同時に實際政策上の破綻 此所に全く自作農創定事

作農地として永續し得べきやう、

其の所有權に對する制限が必要である。

どうしても自作農地

は自

ある。 る外に存せぬ。 之を救ふ道はたゝかの家産法の如きを別に制定して、之を自作農創定の事業と關聯せしむ 然かもそれに依てもたヾ一部分の救濟しか出來す、 家産法に據り家産として自作

地を設定登記する意思なき人々に對しては、 如何でもする由がない。

理由と可能性とを具有するものと評する外ないのである。つまり狸の泥舟みたやうなものであつ 之を言へば、 による自作農創定事業は、 る自作農地創定事業の實行方法は、此の暗礁に乘上げて難破する外なきもの、 ВŤ 斯 折角造つても暫く漕いで行けば自らに破滅してしまう性質のものである。 逃れ るが故に、 の效果しか示し得ない。 此の自作地に對する永續的なる法的制限の伴はざることの爲めに、調査會の計畫せ 今小作制度調査會の答申せる施設要項に示されたる所だけについての批評として 若し實行せらるヽことヽなるども、 卽ち政策としては暫時的緩和策としての價値しか有ち得ないの 農村問題の解決の爲めには、 難破すべき十分の 從て此の實行計畫 tz

果ある方策を行はんこならば、 は何か。 總べ て斯の如く觀來つて私は依然私の從來の主張を支持せざるを得ざるを感ずる。 他でもない、 若し農村問題の根本的解決に向つて進まんとならば、そして永續的 結局土地は之を國家の有さ為し、 農民に對してはた **い自作を爲す** その主張と なる效

である。

畤

てその實行方法や、その實行と同時に條件的に行はれざるべからざる農業組織の他の方面に於け 自作農主義を採らないで、公的社會有制を樹立する方向に向つて進めといふこと之である。そし 者に限り其の長期なる用益權を賦與すべしといふこと之である。つまり私的所有權を基礎とする る餘地がないから、 る改革やについては、詳しく論せなければ、 私の提案は解かりかねるが、茲にはそれ迄論じて居

それは後日のことに譲つて置く。

のとばかり信じて居た分では、たぃ時勢の潮流に揉まれてゆら~~するばかりで、 ばかり拘泥して居ては、所詮解決らしい解決は望み得べきにあらざること之である。此種の問題 んどん進むでしまうのである。此點を熟くと解得すべきであらう。 ふて進むで行くことは出來の。 あらう。 の調査研究や對策の立案やに従ふべき調査會や委員會の如きも、此點には熟くと思を致すべきで 吳々も注意すべきことは、獨り農村問題に限らずあらゆる社會的な大問題は、 政策といへば何時でも現制度 (status quo) といふ岩の上に根を下ろした昆布のやうなも 潮流の表面に頭を出すことすら六ケ敷い。時勢は遠慮會釋なくど あまり現制度に その潮 流に沿